

強制保険と任意保険

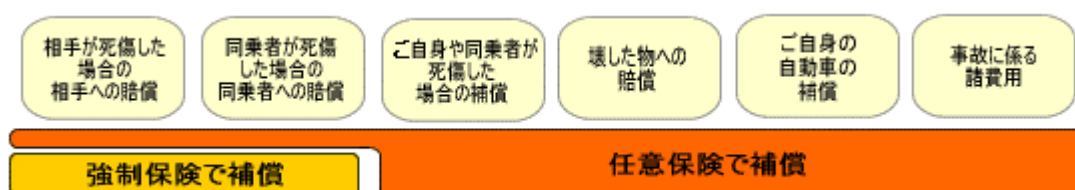
自動車保険には、法律で加入が義務づけられている自動車損害賠償責任保険(通称：自賠責保険＝強制保険)と、お客さまが任意で加入する一般の自動車保険(＝任意保険)があります。ほとんどすべての自動車は、強制保険に加入していなければ、運行する(公道を走る)ことができません。このため、自動車を登録するときや車検を受けるときには、強制保険に加入していないと手続きをすることができないようになっています。

一方、任意保険は強制保険だけでは必要な補償額をまかなえない場合や強制保険では補償されない損害に備えて、自動車を所有・使用する人が任意で加入するものです。

2つの保険は、相互に補完しながら、万一のために役立っているのです。

強制保険は、自動車事故の被害者救済を目的に作られた保険ですので、補償される範囲は人身事故の賠償損害のみになります。補償額は、被害に遭われた方1人につき、死亡の場合は最高で3,000万円、後遺障害の場合は最高で4,000万円、傷害の場合は最高で120万円となります。

任意保険は、この強制保険だけでは足りない部分を上乗せで補償するほか、強制保険では補償されない対物事故の賠償損害や自動車搭乗中の人のケガなどに対する補償、自動車自体の損害に対する補償など補償範囲を広げるために加入する保険です。



任意保険には、いろいろな補償があります。万一のために加入している任意保険なのに、万一のときに補償されないのでは大変なことになってしまいますので、ご自身にあった保険に加入することが重要です。楽しいカーライフのために、きちんと2つの保険に加入しているか確認してみてください。

浅野保険代理部では、損害保険の扱いはもちろん生命保険の取扱も行っております。

何かございましたら遠慮なくお申し付け下さい。

出典 強制保険と任意保険 損保ジャパン